

第44回 地方分権改革有識者会議
第119回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：令和3年2月24日（水）14：00～15：47

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、後藤春彦議員、小早川光郎議員
坂口博文議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、平井伸治議員、三木正夫議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、磯部哲構成員、大橋洋一構成員、小早川
光郎構成員、勢一智子構成員、野村武司構成員

（小早川光郎構成員及び勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕坂本哲志内閣府特命担当大臣、三ッ林裕巳内閣府副大臣、山崎重孝内閣府事
務次官、別府充彦内閣府審議官、宮地俊明内閣府地方分権改革推進室長、加藤主税
内閣府地方分権改革推進室参事官、末永洋之内閣府地方分権改革推進室参事官

議題

- （1）令和2年の地方からの提案等に関する対応方針等について
 - （2）計画の策定等に関する条項の整理について
 - （3）令和3年の提案募集方式の実施について
-

（神野座長） それでは、定刻でございますので、ただいまから第44回「地方分権改革有識者会議」と第119回「提案募集検討専門部会」の合同会議をオンライン会議にて開催したいと存じます。

大変お忙しいところ、万障繰り合わせて御参加くださいましたことに、伏して御礼を申し上げます。

本日は、公務御多用にも関わりもせず、三ッ林副大臣に会議室にて御臨席を頂戴いたしております。また、坂本大臣は後ほど御参加いただける御予定だと伺っております。

有識者会議の市川議員、提案募集検討専門部会の伊藤構成員、山本構成員は所用のため御欠席とのことでございます。

それでは、開会に先立ちまして、三ッ林副大臣からお言葉を頂戴いたしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

（三ッ林内閣府副大臣） 内閣府副大臣の三ッ林でございます。

皆様におかれましては、日頃より地方分権改革の推進に御尽力を賜り深く感謝を申し上げます。

前回の合同会議で御了承いただいた対応方針につきましては、昨年12月18日に地方分権改革推進本部及び閣議において決定し、地方の現場の支障に基づく提案に対し、きめ細かくその実現を図ることができました。これに基づき第11次地方分権一括法案を今国会に提出する予定です。この地方分権一括法案の早期成立を含め、早急に制度改正及び運用見直しがなされるよう引き続き尽力してまいります。

提案募集方式は、平成26年に導入され、これまで多くの成果を上げてきましたが、一方で、課題なども見えてきたところです。本日は、まず令和2年の地方からの提案等に関する対応方針等について御説明した上で、計画の策定等に関する条項の整理及び令和3年の提案募集の実施について御議論をいただきたいと考えています。

本日の御議論を踏まえ、引き続き強力に地方分権改革を推進してまいりますので、活発な御議論をお願い申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、初めに配付資料の確認を事務局からいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

(加藤参事官) それでは、事務局より配付資料の確認をさせていただきたいと存じます。

今回、資料の数が多くなっておりまして恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

まず、資料1-1、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針の概要でございます。

枝番でございますが同じく資料1-2、ちょっと分厚くなっておりますが、対応方針の本体でございます。

次に資料2でございますが「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第11次地方分権一括法案）概要」というものでございまして、数枚の資料でございます。

資料3でございますが「平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況」というものでございまして、ここまでが議題1のパートということになります。

次に、議題2に絡みまして資料4でございます。「計画の策定等に関する条項の整理について」という資料を用意しております。

また、議題3でございますが、まず資料5で「令和3年の提案募集における対応について（案）」とついておりますが、2枚ものの資料でございます。

資料6でございますが「令和3年の提案募集の実施について（案）」ということで1枚の資料を用意させていただいております。

そのほか、参考資料ということで2つ用意させていただいております。

参考資料1でございますが「令和2年関係府省における予算編成過程での検討を求めることとした提案の措置状況」で、これは40ページほどの分厚い資料になっております。

参考資料2でございますが「提案募集方式の更なるすそ野拡大に向けた地方支援方策」というものを用意させていただいております。

資料につきましては、以上でございます。不足・不備の点がありましたら、お申し出いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

お手元を御確認いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思いますが、お手元の議事次第を御覧いただければと思

います。冒頭いただきました副大臣の御挨拶にもございましたように、本日は議題を3つ用意いたしております。「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針等について」「計画の策定等に関する条項の整理について」「令和3年の提案募集方式の実施について」の3つを議題として準備させていただいております。

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、最初の議事で「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針等について」について御審議を賜りたいと思います。

事務局のほうから資料1-1から資料3について御説明いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

(加藤参事官) それでは、議題1につきまして説明申し上げます。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針についてでございます。これにつきましては前回11月の会議におきまして、対応方針案につきまして御説明させていただきまして、決定いただいたものでございます。これにつきまして、資料1-1を御覧いただきますと、2年の12月18日に無事閣議決定に至ったということでございます。

概要でございますが、資料1はこの3枚ものということでございます。基本的考え方、一括法案の提出と、3枚目に主な案件等を載せさせていただいております。内容につきましては、前回11月の会議で説明させていただきました。その後、正確性を期するために文言の適正化等を図った部分がございます。また、政府部内におきまして、検討の期限等をもうちょっと早められないかということで、若干早めた項目等がございますが、大きな内容につきましては変更ございませんので、個別の御説明につきましては割愛させていただければと存じます。

また、資料1-2でございます。前回は対応方針案ということでございます。また、今触れましたが、この案が取れたということでございます。基本的にこれは数十ページのものでございますが、内容につきまして大きな変更はございませんので、こちらにつきましても個別の説明は割愛させていただければと存じます。

次に、資料2でございます。一括法案の概要ということでございます。先ほど触れました12月の閣議決定を受けまして、対応方針を踏まえまして、現在このうち法律改正が必要なものにつきまして、一括法案を国会に提出するべく調整させていただいているということでございます。3月上旬の閣議決定、そして、国会提出ということを目指して今取組を進めさせていただいております。

この資料につきましては調整中、取扱いに御留意いただければと思います。

資料1枚目でございますが、今回法律改正、この法案におきまして当たるものにつきまして、ラインナップを載せさせていただいております。法律改正事項は8改正事項。本則の改正は9法律ということになります。

具体的内容でございますが、2枚めくっていただきまして、資料の通しページの79ページを御覧いただきたいと思いますが、8項目でございます。

①は地縁による団体につきまして、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、認可

を可能とする地方自治法の見直し、こちらにつきましては、前回の会議におきまして触れさせていただきました。

②は地方公共団体の窓口事務を郵便局に取り扱わせる仕組みにつきまして、転出届等の受付の事務につきまして可能とする郵便局取扱法の改正ということになります。こちらにつきまして前回言及させていただきました。

③は小規模多機能型居宅介護の利用定員に関する基準につきまして、従うべき基準から標準に見直すという介護保険法の改正でございます。こちらにつきましては、前回の会議におきましては個別に言及いたしておりませんでした。対応方針の段階におきましては、こちらにつきましては厚生労働省におきます介護関係の審議会での議論がまだ十分に進んでいなかったということもございまして、令和2年度中に結論を得ることになっておりました。その後、この審議会におきまして議論が進みまして、前向きな結論が得られたということで、今回法律改正に間に合ったということで、載せさせていただきたいというものでございます。

具体的には、下にございますように小規模多機能型居宅介護、これは※にありますように「通い」を中心として利用者の様態、ニーズに応じて、訪問、宿泊を組み合わせて提供するきめ細かな介護サービスということになりますが、こちらの利用定員に関する基準につきまして、従うべき基準から標準に改めると、これによりまして市町村が条例によりまして独自に基準を定めることを可能とするという基準の緩和を行うものでございます。

次に、通しの80ページを御覧いただきたいと思えます。④は沿岸漁業改善資金の見直しということで、転貸融資の導入、機関保証を可能とするというものでございます。こちらにつきましては、既に対応方針案の段階で説明させていただいておりますが、法律につきましては、融資と保証ということで、それぞれ法律がございまして、2つの法律を当たるということになります。

下の⑤番以降、次のページの⑧番までにつきましては、国土交通省関係の都道府県経由事務の廃止ということでございます。4つの法律にわたる部分につきまして、経由事務を整理するという内容でございます。

これらはそれぞれの項目につきまして、施行までに必要な周知期間、関係機関の対応準備ということ等を考慮いたしまして、必要な期間を経て施行という形で整理させていただいております。

次に、資料3を御覧いただきたいと存じます。平成26年～令和元年対応方針のフォローアップの状況ということでございます。先ほどまで説明させていただきましたのは令和2年、昨年の対応方針ということでございまして、その前までの対応方針の中で期限を付して検討というものにつきまして、現在の状況のフォローアップということでございます。

今回、令和元年ないし令和2年度、今年度中に結論となっているものを中心にリスト

アップさせていただきました。資料3には30項目ほどリストアップさせていただいております。時間の関係上全てに触れることは御容赦いただきまして、大きな動きのあったもの等を中心に言及させていただければと存じます。

まず、資料で言いますと、通しの94ページの12番、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲でございます。こちらにつきましては昨年度、部会等におきまして重点事項ということで御審議いただきました。右側の対応状況でございますが、10月から11月にかけて地方公共団体に調査を行ったと、その結果も踏まえまして、12月に先方の液化石油ガス小委員会におきまして議論した結果、指定都市への移譲を進める方向でという方針が示されたというところでございます。引き続きということになります。こちらは権限移譲に向けた体制構築等の必要な措置を検討するというようになっておりまして、令和3年3月に最終的な結論を得る予定ということになります。最終的な結論に至っておりませんが、非常に前向きな方向で議論が進んでいるというものでございます。

次に、資料の通しの97ページ、項目で言いますと17番を御覧いただきたいと思います。へき地における看護職員等医療従事者の派遣を労働者派遣法の対象とする、認めるという提案でございました。これにつきましては令和2年中に結論となっております。右側でございますが、こちらにつきましては、厚労省関係の医療並びに労働政策それぞれの審議会の部会におきまして議論をいただきまして、へき地の医療機関への派遣を可能とするという結論が得られたということでございます。こちらは実現の見込みということになります。今後、必要な政令改正ということで、現在進められております。

次に、通しの100ページ、番号で言いますと20番を御覧いただければと存じます。指定小規模多機能型居宅介護の登録定員超過時の介護報酬減算の基準緩和ということでございます。先ほどちょっと法律改正のところに出てまいりました。この小規模多機能型居宅介護につきまして登録定員を超過した場合、すぐに介護報酬を減算するという規定がございました。こちらにつきましては、市町村が認めた場合、一定期間につきましては減算を行わなくてもいいのではないかと、合理性が認められる場合ということになります。そういうことで、この介護報酬に関する審議の中で取りまとめられたということでございます。こちらにつきましては、介護報酬の次の期間、令和3年4月からの実施に向けまして、告示の改正が進められているというところでございます。

こういったものは、実現に向けて進んだものでございます。

あと、逆にということでございますが、戻っていただきまして、通しの84ページの3番を御覧いただきたいと思います。自立支援医療（精神通院医療）の受給者証の更新手続の期間延長でございます。平成28年度以来、令和元年までの対応方針の中でつないでまいりまして、令和2年度中に結論を得るということになっておりました。右側の対応状況でございます。こちらにつきましては、マイナンバー制度の情報連携を用いて課税状況等の確認ができるのではないかと、効率化することによりまして更新手続の期間延

長等が図れるのではないかとということでございました。こちらにつきまして地方公共団体に対する実態調査を行ったところ、受給者の申告がないと把握できない情報があるということでございまして、この情報連携を用いた職権による確認だけでは困難であるという結論に至ったということでございまして、なかなか提案の実現には至らないという結論でございました。

下のほうにございますが「今後は」ということで、事務に係るマニュアル作成ということで、事務負担軽減の方策を検討するというところでございまして、こちらの対応ということで進んでいく予定でございます。

大きなものにつきましては以上でございまして、これ以外のものにつきましては期限、もうちょっとで期限、あるいはいろいろな事情がありまして期限を経過しているということでございますが、今現在、それぞれの省庁におきまして、関係者等も含めて検討が進んでいるという状況でございます。引き続き、私どものほうにおきましても、しっかりこの対応方針の内容も踏まえまして、各省庁の後押しといいますか、お尻を叩きながら実現に向けて進んでいけるようにしっかりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

また、参考資料の1でございますが、こちらにつきましては昨年いただいた提案につきまして予算編成過程での検討を求めるということで関係府省に提示いたしまして、予算当局との間で調整したものでございます。その結果につきまして27項目でございますが、この参考資料1にまとめております。時間の関係上、個別の説明につきましては割愛させていただきたいと存じます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

令和2年の対応方針について簡潔に御説明していただいております。さらにフォローアップの状況等も御説明いただいておりますが、ただいまの御説明につきまして御審議いただければと思いますので、御質問、あるいは御意見のある方について、御発言を頂戴できればと思っております。いかがでございましょう。

平井議員、どうぞ。

(平井議員) 皆様こんにちは。本当にありがとうございました。今日は三ツ林副大臣をはじめ多くの御関係の方々がお集まりになられまして、すばらしい成果を取りまとめていただきましたことに、地方団体としても感謝を申し上げます。

例えば小規模多機能の問題につきましても、長年の懸案でございました、いわば規制緩和が実現するわけでもございまして、地方自治のそうした仕組みを利用して対応が可能になるということで感謝を申し上げます。

こういう中で、今後対応すべきものの中に、看護職員等のへき地等への派遣について、労働派遣法の課題につきまして今御説明がありました。検討が進んでいることを歓迎申し上げます。実は今、市町村も含めまして看護職員等によりまして、ワクチン接種を新型コロナでやっていかなければいけないわけでありまして。その際にも看護職

員の労働者派遣法の規制がかかるということもありまして、これは政府のほうに早急に検討を求めているところでありまして、この分権改革とも恐らく密接に関連してくるのではないかと思います。

今、新型コロナということもございまして、ワクチン接種のような全国的課題にも対処しなければならないところであります。そういう意味で、今までの先入観を捨てて、こうした大胆な分権改革を行っていただく、これが新型コロナ対策を前進させる、ワクチン接種を前に進めることにもなりますので、どうか各先生方の御理解をいただければと思います。いろいろこうした御配慮をいただきまして、93%にわたり実現が可能となってきたこと、本当に関係者の皆様に感謝申し上げたいと思います。神野先生をはじめ皆様のおかげだと思いますし、政府の皆様にも感謝申し上げたいと思います。

(神野座長) どうもありがとうございました。

高橋部会長、お願いします。

(高橋部会長) コロナの中で令和元年度に劣らないだけの御提案をいただきまして、今、平井議員からも御言及いただきましたように達成率93.5%まで到達し、かつ一括法も9本と例年とさほど見劣りがない成果を上げることができました。こういう異常事態の中で、地方公共団体の皆さんがコロナに総動員で対応されている中にもかかわらず、やはり分権の意義を受けとめていただいて積極的に御提案いただき、かつ事務局にも御尽力いただいた成果だと感謝申し上げますし、重要な成果が上がったと思います。

かつ、今後に向けて、計画の策定の話もあり、重要な足がかりをつかむこともできましたので、この場を借りて関係者の皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

三木議員、御発言があれば。

(三木議員) 須坂市長の三木です。

今、お二人の方からそれぞれ御発言がありましたように、私どもとしてもこの状況の中で本当に皆さんにまとめてもらったということで大変ありがたく思っています。

そして、コロナの関係で言えば、この時期だからこそ様々な面で課題も浮かび上がってきていますので、また後ほど御説明があると思いますけれども、この中でまた提案について市長会としても受けとめて提案をしていきたいと感じました。

重ねて皆さんに感謝を申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

坂口議員、何かございますか。

(坂口議員) 全国町村会の坂口です。

対応方針に基づき、第11次の地方分権一括法の成立に向けて着実に手続を進めていただくことと併せて、財源措置やマニュアルの整備など、地方の目線に立った十分な支援

を検討していただきたいと思っております。

特に先ほど平井議員からもお話がありましたが、へき地における看護職員等の医療従事者の派遣の件につきましては、本当にいろいろと御尽力をいただいたことに感謝を申し上げます。

私の町も本当に過疎地の病院でございまして、今回のコロナにあわせて一般の入院患者を抱える病院でのワクチン接種も含めての対応に現在苦慮しているところでございます。そういった意味からして、この件につきましては本当に感謝を申し上げますので、今後ともよろしく願いをいたします。

以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

後藤議員、もし御発言があれば、頂戴できればと思います。

(後藤議員) ありがとうございます。今、皆さんがおっしゃったとおりで、大変大きな成果を上げたなということを改めて実感しておりました。

実現率93.5%に加えて、今後またコロナでいろいろな課題が浮かび上がってくるということで、いつまでこれが続くのか、少し心配といいますか、この先どう進めていったらいいのかを考えながらお話を伺っておりました。いずれにしましても大変多くの皆様の御努力が実ったことを理解できました。ありがとうございます。

(神野座長) 勢一議員、御発言があれば頂戴したいのですが。

(勢一議員) ありがとうございます。勢一です。

今年度も提案募集の検討に携わらせていただきまして、コロナの大変な状況の中で提案団体の皆様、関係府省の方々、事務局の皆様に本当に御尽力いただきましたことに私からも重ねてお礼を申し上げます。

なかなか十分な調査ができなかった部分も正直残ったとは思いますが、その中でこれだけの形で対応の方針が進んだことは、地方分権にとっても、これから見通しが厳しい中、明るい方向ではないかと感じております。

ただ、資料1-1の2ページのところの一覧で御提示いただきました提案の趣旨を踏まえて対応するというところの142件に引き続き検討するものが含まれていますので、この先も丁寧な議論が必要で、皆様の御尽力、お支えをお願いしたいと思います。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

谷口議員、御発言があれば頂戴したいのですが。

(谷口議員) 今回も関係者の皆様方に大変な御尽力をいただきまして、ありがとうございました。

このコロナ禍によって、様々な行政手続のやり方の見直し、オンライン化、効率化が図らずも意識化されたことと思います。今回の対応方針についても、また、今後の対応に関しても、これからは自治体のほうからより一層そういった手続のリプロセッシング、

オンライン化、簡素化の提案もたくさん来るのではないかと予想されました。

今後、そういった御専門の先生や、情報セキュリティーにお詳しい方にも、ぜひ助けをいただくといいのかなという感想を持ちました。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

専門部会の大橋構成員、何か御発言があれば頂戴したいと思います。

(大橋部会長代理) 大橋でございます。

先ほど成果を挙げていただいたのですけれども、今年のポイントの1つは重点課題というような形で課題を設定していただいて、そのような中で計画の問題が掘り起こされたというのは非常によかったという気がしております。後でお話が出てくるのだと思いますけれども、今までこの分権改革の提案募集が個別の課題についての解決法に少し軸足を置きすぎているという御意見があったのですけれども、そういう中で出てくる個別課題の中で見ていきますと、かなり構造的な問題が提起されていると思っておりまして、それが計画の義務付けという形で明らかになったのがよかったと思っております。

以上です。

(神野座長) それでは、小早川議員、どうぞ御発言ください。

(小早川座長代理) 御指名がありましたので一言だけ。私も今回専門部会のメンバーでもありましたけれども自分はあまり貢献できなかったのですが、部会の皆さん、そして、事務局の皆様の本当に御尽力で成果が上がったと思います。

一覧表を見ても、今年はコロナということも何か影響があるのでしょうかけれども、結構意味ありそうな数字が並んでおります。実現対応率は先ほどからお話があるように大変高いんですね。全体の数はちょっと減りぎみでしょうけれども、コロナで提案数が減ったのかもしれませんが、それだけに重要な課題が絞られたということだったのかもしれないなと思っています。

それから、実現対応の中身も、これまで、現行規定で対応可能というのが結構多くて、私などは、本当に現行規定でそれを読めるのか、何とかうまく柔軟に対応されてしまっているなと思っていたところもあるのですけれども、今回はそれは少なく、法令の改正なり何なりという積極的な措置を取っていただくというものが比率としては高いなということで、内容的に非常に質の高い対応ができているなと感じました。

感想でございます。皆様、どうも御苦労さまでございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

野村構成員、御発言があれば頂戴したいと思いますので、よろしく申し上げます。

(野村構成員) 御指名ありがとうございます。対応方針を拝見して、今年も大きな成果が上がっているなど、皆さんの御努力等に敬意を表したいと思います。

私自身はなかなか予定を合わせることができず、あまり貢献できなかったのですけれども、参加した数少ない中で私の最大の関心事は特に子供に関わる地方行政計画の問題

ということになります。これが俎上に上がったということはとてもよかったなと思っています。後で計画の策定に関する条項の整理という資料について、そちらで議論になると思いますので、またそちらで機会があれば発言させていただければと思います。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

磯部構成員、お願いできれば。

(磯部構成員) 御指名ありがとうございます。

コロナの大変な中、一定の成果が得られて関係の皆さんに感謝を申し上げたいといったことは全て皆さんと同じ感想ですし、もう特に取り上げるべき論点があるとは思わないのですけれども、昨年の一つの目玉はオンライン資格確認システムというのがそろそろできるよだという話で、それにどう対応するかといったことが、様々な課題で話題になりました。今回、対応方針を拝見していても、その導入状況であったり都道府県の意見も踏まえて、あるいはマイナンバーも活用して様々な事務の簡素化について検討して、今年の夏までに結論を得るといようなものが幾つもございます。恐らくその成果については、また夏以降にお話を伺うといったことになるのだらうと思うのですけれども、成果を得る、結論が出るまでのプロセスこそが大事なのだらうと思うのです。こういう情報システムというのは、やはり利用者に使い勝手がいいというのが非常に大事だらうと思いますので、広く自治体のほうとよく相談して、連携して詰めていっていただきたいということを改めて感じたということだけコメントさせていただきます。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

議員及び構成員の皆様方から一当たり御意見を頂戴いたしました。新たな課題が浮上していたり、残された課題等々についても御指摘をいただきましたけれども、パンデミックに襲われている中で大きな成果が上げられたというのが、皆様方の大勢の御意見・御感想だったのではないかと理解をいたしております。部会の構成員及び議員の皆様方や事務局に深く感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、第1番目の議題につきましてはこの辺で打ち切りにさせていただいて、ここで三ッ林副大臣が公務で御退出されます。どうもお忙しいところありがとうございました。

(三ッ林内閣府副大臣) どうもありがとうございました。

(三ッ林内閣副大臣、退室)

(神野座長) 引き続いて議題の2「計画の策定等に関する条項の整理について」を御審議していただければと思いますので、事務局から資料4について御説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

(末永参事官) では、議題2につきまして、資料4の御説明をさせていただきます。「計画の策定等に関する条項の整理について」というものでございますが、前回11月の有識

者会議において作業を進めておりますと御報告をしておりました整理がほぼまとまりまして、その御報告と今後のことについて御説明を申し上げられればと存じます。

1枚目ですけれども、問題意識と今後の検討の切り口としておりますが、まず御指摘としてよくいただきますのが、国が計画の策定等を義務付けることが地方公共団体の負担になっているというものでございます。例えば国・地方の協議の場等で御指摘をいただいております。それから、計画の策定等に関する義務付け等の規定が近年増加しております。計画等の策定を財政支援の要件とするケースも増加傾向にあるという御指摘も併せていただいているところでございます。全国知事会の研究会でまとめられた報告書にもございました。

私どもといたしましても、計画の策定等の義務付け等によりまして、必要以上に地方公共団体に負担を強いることは地方分権改革の趣旨から適当ではないと考えているところでございます。そうしたことから、計画の策定等に関する義務付け等の見直しの検討を進めるために、関係する条項を把握・整理させていただいているところでございます。

今後の検討について切り口ということで書かせていただいております。幾つもあると思いますけれども、社会情勢の変化により役割を終えたものですか、計画等を策定しなくても地方公共団体が計画的に施策を進めれば足りるものといった、必要性が乏しいと考えられる計画について、そういうものがないか検証し見直しを検討していく必要があるのではないかとということ。

2つ目として趣旨・目的が類似した計画等は、策定段階での統合を可能にするなど、ほかにも方法があると思いますけれども、見直しを行うべきではないか。それから、過去の勧告では必ずしも論点とされておりませんでした。策定に関する努力義務規定やできる規定の増加ですとか、財政支援等の要件とするケースの増加、こうしたものについてどのように対応すべきか検討が必要ではないかと考えております。

また、趣旨・目的に照らして過大な内容、手続を求められる計画等は見直しを検討すべきではないかとということでございます。

2ページ目をお願いいたします。以下、整理結果について簡単に御報告させていただきます。まず、策定の条項でございます。令和2年12月末時点の条項数としまして505条項ございました。義務が201、努力義務が87、できる規定が217ということでございます。

それから、策定を義務付ける規定につきましては、平成24年まで減少しておりますけれども、新たな規定の創設もございまして、その後は微増傾向が続いております。

一方で、努力義務規定、できる規定につきましては増加傾向が続いているということでございます。策定を義務付ける規定につきましては、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえた第1次一括法、第2次一括法でかなり減少しているということでございます。

それから、法令上または運用上、財政支援等の要件とされている計画の策定に関する規定についても増加傾向が続いております。昨年末時点において、できる規定のうち約7割、努力義務規定のうち約3割の規定がこれに該当するということが分かりました。

それから、義務規定についてですが、分野別に見ますと、特に環境、農業、厚生といった分野で義務付けの規定が多く見られます。それから、複数の地方公共団体が共同して計画等を策定するいわゆる共同策定が、法令やガイドライン等により明示的に可能とされている規定は80条項ということで、全体の16%というところがございます。

次のページ以降は、数字の表やグラフが並んでおります。まず、策定に関する条項数の推移ということで、以下同様でございますが、令和2年の12月末で存在する条項の制定年とか内容の改正年を確認した上で、今存在していない廃止された条項の廃止年を考慮したものであるということで整理をしております。

先ほど申し上げたような内容も入っておりますが、全体の義務規定について平成19年末時点で227ございまして、24年度末に171とボトムになりましたが、直近は微増傾向ということで201ということでございます。

努力義務規定、できる規定につきましては、それぞれ増えてきているということで、全体としても323から505ということで増加しているということでございます。

都道府県・市町村別に分けて見てみますと、都道府県の義務規定につきましては182あったものが直近で156ということで減ってはございますけれども、平成24年以降は増えてきているという状況です。

市町村につきましては108だったものが平成23年、24年で91とボトムでしたが、直近では111ということで微増、あるいは横ばいといったところでございます。

全体の数につきましては、双方とも増えているという状況でございます。

4ページ目をお願いいたします。条項数の変動の推移を申し上げましたけれども、全体についてそれぞれどのような変動があったかということについて分解したものでございます。先ほど申し上げましたように、義務規定につきましては過去の勧告を踏まえた一括法の改正等によりまして平成23年に特に大きく減っております。平成22年、24年も減ったものがございしますが、勧告の議論を踏まえて個別法で対応されたというものがほとんどでございます。という中で平成23年、24年と義務規定は減少しておりますが、その後は新設欄にそれぞれ数字が入っておりますように、新設も続いておりまして微増傾向というところでございます。

5ページ目はグラフでございます。3ページの表を視覚化したものでございますので、ご覧いただけたらと存じます。

6ページをお願いいたします。こちらは都道府県・市町村の条項数の増減の状況ということで、平成19年末の数字を1としまして、どれだけ伸びてきているかというところを示したグラフでございます。

都道府県で見えますと全体が1.4倍になっているところ、努力義務は4.7倍、できる

は2.6倍ということで、やはりこの2つの伸びが大きいというところ。

市町村も、全体で1.8倍というところですが、努力義務、できるがそれぞれ3.8倍、3.2倍ということで、こちらの伸びが大きいということでございます。

7ページ目をお願いいたします。こちらは策定に関する義務規定、令和2年末現在で201条項ございますが、その分野別の条項の数を整理したものでございます。分野は過去の勧告に準拠しておりますけれども、青い線で書いてありますのが令和2年末現在の条項数です。オレンジ色の線で書いてありますのが平成19年末時点の勧告の前の状況でございます。少し補足をさせていただきますと、平成19年当時、都市分野ですとか国土・土地分野の条項数が多かったのですけれども、勧告による見直しはかなりなされまして減少していて、1番2番だったところが今は順位を下げているというところではございます。

一方で、農業分野につきましても見直しがされて減少はしているのですけれども、新設もございまして依然高水準にある。

それから、環境分野、厚生分野につきましても勧告はなされているのですが、勧告に基づく見直しというのが実はあまり進んでおりませんでして、新規のものもございまして関係上、少し増えているというような状況で、引き続き高水準にあるということでございます。

8ページ目をお願いいたします。計画の策定の規定の中で、その計画を策定することが財政支援等の要件とされているようなものが多くございます。その数字を整理したものでございますけれども、グラフの吹き出しで書いておりますように、義務規定は全体で201ございますけれども、そのうち76条項は財政支援等の要件とされているもの。努力義務ですと87条項のうち24、できる規定ですと217のうち151ということでございます。

具体的にどういうイメージかと申しますと、下に小さく※で、努力義務の例ということで書いてありますが、まず、法律の中で地方公共団体は〇〇計画を策定するように努めなければならない。ここで努力義務が課されていて、その上で、国はその計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、補助金の交付を行うことができるということで、この計画を策定しないと補助金の交付は受けられない。そうした要件が設けられているものということでございます。

また、その上に少し大きめの字で書かせていただいておりますが、グラフでは法令と運用の合計の数字を掲げておりますが、そのうち法令によりこうした形で財政支援の要件とされている条項数は、上記義務76のうち73条項、努力義務24のうち18、できる規定151のうち143ということで、ほとんどが法令に基づくものということでございます。

策定につきましてはひとまず措かせていただきまして、9ページ目でございます。内容や手続に関する整理でございまして、過去の勧告の時と比べまして、現状を把握するという意味もございまして、内容・手続とも幅広く条項を拾っているところがございます。内容を義務付ける規定につきましては、合計で1,735ということで、義務ですと1,146、努力232、できる423ということでございます。例えばということで3つほど書

かせていただいて、こうしたことを定めている規定を拾ったというところでございます。

それから、手続につきましては、合計1,809ということで、義務1,413、努力276、できる299ということでございます。それぞれ手続も内容が分かれています。議決に係るものですか、協議・調整・意見聴取・同意に係るもの、諸々ございますが、御覧のとおりの結果でございます。

繰り返しですが、今回、内容・手続については幅広く状況を把握するために拾わせていただいたということでございます。

最後の10ページ目でございますが、これまでのまとめということで重複もいたしますけれども、策定に関する規定ということで申し上げますと、第2次、第3次勧告以降も計画等の策定を新たに義務付ける規定が創設されております。数えますと47条項でございます。全体が201条項ですので、今ある条項で元々ある条項は154ということになりますけれども、その中には勧告上、存置することが許容されているものとそうでないものがございますし、勧告以降に創設された47条項についても同様の状況でございます。

また、計画等の策定を努力義務とする規定ですとか、できるとする規定も大幅に増加しているところでございます。

それから、努力義務規定につきましては、都道府県で4.7倍、市町村で3.8倍、できる規定につきましては、都道府県で2.6倍、市町村で3.2倍ということで大幅に増えているということでございますし、計画等の策定については努力義務、またはできるとした上で、財政上の措置等を受けるために、計画等の策定が必要とされているケースも先ほど見ていただいたように相当数見られているところでございます。内容及び手続につきましても、過去の勧告等に照らして過度な義務付けを行っているケースが見られております。

今後の取組でございますが、重点募集テーマにしたいということでございますけれども、重点募集テーマは御案内のとおり昨年度から始めた取組でございます。地方からの提案を基にしながらも提案の範囲にとどまらず類似する制度改正等を幅広く一括して検討を行うために設定をさせていただいたものでございますけれども、令和3年の提案募集においては、「計画策定等」をこの重点募集テーマとして設定させていただき、地方公共団体から広く提案を募って、見直しの検討を進めさせていただきたいと考えてございます。

資料の御説明は以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

計画の策定等に関わる義務付け等々についての見直しの検討を進めるために関連する条項を整理していただいた結果を御説明いただいたわけでございますが、最終的にこの整理を踏まえて計画の策定等を令和3年の提案募集における重点募集テーマと設定したいという御提案を頂戴いたしております。

今、御説明いただいた件につきまして御審議いただければと思いますので、御意見・

御質問を頂戴できればと思います。いかがでございましょうか。

平井議員、どうぞ御発言ください。

(平井議員) ありがとうございます。本当に皆様に私ども地方の現場の意見を取り入れていただきまして、令和3年度の重点的な検討項目に計画の課題を取り上げていただきましたこと、感謝を申し上げたいと思います。

小早川先生に大変お世話になりまして、また勢一先生をはじめ、委員の皆様にもいろいろと御審議をいただきまして、全国知事会のほうでもこのような問題意識の下、計画ということにフォーカスをした、そういう分権改革の議論を取りまとめたわけでありませう。

今回、末永参事官から詳細な御説明がありましたが、私どもも改めてこれを拝見して驚くわけではありますが、ちょうど平成22年頃からこの10年間ぐらいの間にもう倍ぐらいに計画が増えてきているということでもあります。これはやはり相当なピッチで上がってきているわけではありますが、よく御覧いただきますと、できる規定や努力義務という形で設定をされているものが多いということでもあります。

ただ、全国市長会、全国町村会の皆様も同じような感覚をお持ちだと思いますが、現場に行きますと、できる規定だとか努力義務であるということが大きく影響はしてこないです。結局、単純に義務付けられたのと同じように、この計画をつくらなければいけないということに現場のほうはさせられてしまう。そこに財政支援であるとかということがあったり、また、所管省庁のほうでこの計画を策定した自治体は今何%になりましたと、また、メディアもこの計画をつくっていないところは何%もありますというように随時それをモニターされるわけです。

結局、住民相手に私どもは現場に立っておりますので、何てことはない、できる規定だからということで、しない選択というのは事実上できなくなってしまうというのが、それがデモクラシーのシステムの中で現実として起こってきているということでもあります。これは多くは議員立法等もございまして、その立法過程におきまして一つのひな形として、ここ10年ぐらいの間の流行で、地方自治体に計画をつくらせると、それは義務規定でなければあまり大きな影響はないということでされたのだろうと思いますが、これが雨後のタケノコ状態になってきておりまして、結局その整合性を取るのが大変だったり、また、そのための審議会だとか住民代表の議論だとかを経なくてはいけないとか、調査をしなければならない。さらに計画をつくれれば進捗を見なければならないということになるわけです。

そうは言っても、それぞれの自治体の部局や課の数というのは一定数変わっていないわけですので仕事だけが増えてしまったと、やるべき中身は実は変わっていないのです。ですから、もっと合理的なやり方があるのではないかと考えるわけでもあります。ぜひ分権の観点で、こういうような課題があるということを政府内や、あるいは国会も含めた関係の皆様にもアピールをしていただくことが非常に大事だと思いますし、今日

のお話の中にもありますように、それを例えば統合していただくとか、再編していただくとか、計画でなくて単なる補助制度として組んでいくとか、そうした大きな流れをまたつくっていただけるとありがたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

小早川議員、どうぞ。

(小早川座長代理) この計画策定等に関する見直しというのは、私も大変関心を持っておりました。事務局のほうで非常に精密・正確なデータを作っていただいてありがとうございます。

振り返ってみれば、分権委員会の勧告で義務付けに狙いをつけて義務付けは減らすということを言ったことが、裏から見れば義務付けなければいいのだろうということで、あれは確かパスカルの原理か何かだと思いますけれども、風船の1か所を押せば別のほうに圧力がかかっていくということで、義務付けはしないけれども何らかの形で事実上締め付けるようなやり方に移行していくというのが、ある意味今から考えれば自然な成り行きだったのかもしれませんが、だけれども、そこはやはり抑えなければいけないということを改めて感じた次第です。

説明を伺っていて、この問題は幾つかの層があって、それぞれに課題があるなと思いました。一つは、委員会勧告のメルクマールから見てもおかしいような義務付けがもしあるなら、そういうものはまず第一に何とか退治するというか、しかるべき取扱いをしなければいけないと思います。それが第一段階です。

それ以外のものですが、今も平井知事からもお話がありましたように、義務付けではないのに、現場では義務付けと同じように働いているという問題ももちろんあるかと思います。そこはどちらかという、国のほうの問題というだけではなくてむしろ自治体のほうの受け取り方の問題もあるのでしょうか。そこをどうするかということもあると思いますが、一番問題なのは、やはり財政措置との関連付けです。この辺りをどう考えて、どう料理していくのかというのは、これからの大きな問題だろうと思います。

この問題は計画策定の問題にとどまらないですね。財政措置でもって自治体の行政を誘導していくというやり方そのものの問題であるわけです。そこでは、こういう誘導の仕方ならそれはいいだろう、しかし、これこれこうなるとまずいのではないかなというように、メルクマールの話になるのかもしれませんが、そういう財政的誘導についての評価の物差しみたいなものをこれから考えていかななくてはいけないのかなという気がします。その中の一つとして、財政措置の要件として計画づくりを求めるということ、努力義務にするとかできる規定でやるとか、そこはいろいろあるのですけれども、そういう現象をどう考えるか。その際には、財政措置と結びつけることによしあしもあるけれども、結びつけるのはいいとしても計画についてのあまりに細かな注文をつけるのはいかがなものかという、そのようなレベルもあると思います。

財政措置による誘導そのものをどう考えるかというのは大変大きな問題になると思

ますが、短期的に言えば、そういう結びつけをする場合にも計画づくりについて手取り足取り細かな指図をするようなやり方をいかに抑えていくかという辺りは、まさに義務付け・枠付けの見直しの延長ということでもあり、提案募集の重点項目として採り上げる観点として重要だろうと思いました。

いろいろ論点が多くて、しかも構造的に絡み合っているので、しゃべり始めて自分でもあまりよく整理ができていないなと思ったのですけれども、感じたことをそのまま申し上げました。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、三木議員、よろしく申し上げます。

(三木議員) 今、平井知事に現場の状況を御説明いただきましてありがとうございます。今の論点が非常に大切だと思っています。そして、私はちょっと思ったのですけれども、第2次、第3次勧告以降もこういう形で増えてきているということなのですが、政府の中で第2次、第3次勧告ということ自体がずっと引き継がれているのか、その考え方が継承されているのかどうかというのがちょっと疑問に思いました。この考え方がずっと継承されていれば、こんなに増えなかったのではないかなと思います。

それから、何のために実は計画をつくるかというのは私自身がよく分かりませんで、国のほうから言われるからつくらなくてはいけないというような形で作っているのが実態であります。そして、財政との裏付けということなのですが、実は地方公共団体、市町村レベルでは3年間の実施計画というのをつくっておりますので、その中でどういう事業をするか、そして、財源はどうするかというのをやっています。そして、それについては議会のほうへも説明をしておりますので、議会との関係だとかで言っても、本当にその計画が必要かどうかという感じは持っています。それから、総合計画をつくっておりますので、そここのところできちんと位置づけしておりますし、必要によっては総合計画を改正していきますので、その面からも今回のこういう形で計画の策定について重点テーマとして採り上げていただくのは大変ありがたく思っています。

それから、行政の仕事は今は1年単位で行うということではなくて、とにかく迅速にやるということになりますと、計画をつくってやって、これから事業をするということになりますと、大事なときに本当の事業ができなくなりますので、この計画の策定について見直していただくということ、そして、各地方自治体から提言をもらうということは非常に地方自治にとってはありがたいことでもあります。ありがとうございます。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

野村構成員、御発言があるようでございますのでどうぞ。

(野村構成員) 最後のほうでよかったのですけれども、ありがとうございます。

私はここの構成員ということもあるのですけれども、基礎的な自治体で、子供に關す

る計画の進行管理であるとか、策定であるとか、あるいは条例に基づく計画の場合、条例の策定などに関わることが最近非常に多くなっています。そういう観点で少し問題意識を持っております。資料4の問題意識のところでは、この計画の義務付けというのは自治体の負担になるという指摘がなされていますが、もちろん、こうした義務付けは、負担は負担なのですけれども、負担というだけではなくて、やや控え目に言って非地方自治的であるということも意識しておいたほうがいいかなと考えているということです。

一つの分野に一つの計画という場合もあるでしょうけれども、例えば子供の分野などは、大人に関わる分野も含めて、重なり合いながら、たくさんの計画の義務付け、あるいは根拠付けがされているという実態が指摘されています。今回の資料の中にもたしか都道府県で子供の分野で8つぐらいでしょうか、計画が上がっているということがありました。それを一つの部署が全部担っているみたいなお話があって、確かに負担だということなのですけれども、一方でこの問題は、子供の問題の総合行政ということを考えてときに、地方自治的ではないということは、はっきり意識しておいたほうがいいかなと思っています。

最近、子供条例であるとか、あるいは子供の権利条例ということ策定して、子供という視点から計画を総合的に推進していこうという基礎的な自治体がそれなりに出てきているところです。そういうところで、例えば条例に基づいて計画を立てようとしたときに、この法律に基づく計画というのが、いわば邪魔をするという状況にあります。それは縦割りというだけではなくて、例えば法律に基づく計画が始まる時期が違っていたり、あるいは期間が違っていたり、したがって終わりが違っていたりすることによって、条例に基づく計画というものが入る余地がない、または隙間を縫う形になってしまうということがあります。本来であれば、自治体として見れば、条例に基づいて子供や子供の権利の観点から総合的に行政をやろうとしたところ、法律で義務づけられた計画をそれぞれつくらなければいけないということで、ぶつ切りになってしまうという状況があります。

さらにこの計画というのは計画をつくっただけでは駄目で、PDCAサイクルに基づいて進行管理をしていかなければなりません。その際、この進行管理の評価の視点について、法律に基づくものはそれぞれ法律の論理というがあるので、その法律に基づく検証であるとか進行管理ということもしなければいけないということと同時に、総合的に条例に基づいて計画を立てた場合には、条例に基づく評価の視点が別にあるということになります。そうすると、このPDCAサイクルで進行管理をする際に二度手間になるとか、あるいは複層的になるとか、あるいはお互いぶつかるというような状況が生じているということが現場では見られます。

私に関わっている自治体でも、自治体の職員は、そういうことに頭を悩ませて、何とか法律に基づく計画と折り合いをつけて、網の目のように駆使してやらなくてはいいな

いという意識が強いという感じはします。それでも、それを悩みながらやっている分には、矛盾を感じながらも他の分野が視野に入っていると言えますが、それを割り切ってしまうと、例えば、現在、子ども・子育て支援法に基づく保育の量だけは別立てになっていることが多く、そのために例えば保育全体のところが、子どもの総合的な計画から、やや手薄になってしまうというようなことも現実にあるように思います。

これは自治体側のほうの問題も多少あって、どこの自治体とはちょっと言えないのですけれども、先般、条例づくりをしようと言っているところで計画の問題が出たときに、計画の条項の中に法令に基づく計画づくりというような文言を入れようとしていく。そうすると、当然のことながら、それぞれ縦割りに入ったものをそのまま引き込むということになるので、子供の視点から総合的な条例づくり、あるいは計画づくりにはなりませんよというようなやり取りをするような状況もあります。つまり、法律に基づく計画は当たり前だとして、慣れてしまっている。

そうすると、やはりこれはもちろん今回まとめていただいていたようにたくさんの計画があって、それ自体が非常に負担だ、あるいは財政数も含めて非常に誘導的だということは非常によく分かったのですけれども、それと同時に一つの分野で地方自治を生かして総合的にやろうとしたときに、これを阻害する側面があるということも十分認識しておく必要があるかなと思っています。

以上です。

(神野座長) 有意義なコメントをどうもありがとうございました。

それでは、大橋構成員、どうぞ御発言ください。

(大橋部会長代理) 今回、こういう条項の整理をしていただきまして、令和2年度も個別の提案を受けていたのですけれども、思っていたことが今回こういう形でデータでしっかりと裏付けていただけたことは非常にありがたく思っております。

そのような形を採りまして、従来の視点では見えなかった集権化の傾向といいますか、誘導の新しいシステムがしっかり形成されてしまったことが確認されましたので、それを重点事項にさせていただくというのは、私は大変非常にいいことではないかと思っております。その場合に、今年もそうだったのですけれども、手続負担が大変だから、自治体にとって大変だからという観点で、いわば一種の義務付けの視点で見えてきたのですけれども、この問題の根幹はもっと深いところにあつて、本来、地方公共団体が自分でできる計画を、わざわざ法律でことさら「できる」とか努力義務というようなことを言われること自体の違和感があります。そういう点を明らかにしていきたいと思っております。

あと、今回整理いただいたことで新しい発見は、特に3分野でこういう傾向が顕著だということが出ておりました。そこは意識しながら、この環境、農業、厚生という分野については議論していきたいと思っております。今回、せっかく条項の整理の資料をきれいにつくっていただきましたし、これは私どもの問題意識をまさに具体化しているものですので、地方公共団体に重点課題で提案いただく場合には、これも一緒にセットで示して

いただいて、こういうような構造的な問題についての提案を募集しますというような形で呼びかけていただければ、地方公共団体のほうも、より正確に理解して、自分たちの手元でやっている問題のこれが該当するのだというような形で提案していただけるかと思います。そのような形で重点課題のほうに結びつけていただければと思います。

以上、私の感想です。

(神野座長) ありがとうございます。

坂口議員、御発言があれば頂戴したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(坂口議員) 計画策定の条項について取りまとめをしていただき、感謝を申し上げます。重点募集テーマに計画策定等を位置づけようという方向性は大きな前進であると評価をさせていただく一方で、計画策定は財政支援等の要件になっている場合が多く、特に小規模自治体からは意見が言いにくい面が多くあります。計画策定に関する規定の増加を抑止する仕組みづくりや、今回整理をされた条項について、計画の策定を規定することが合理的であるか精査するなど、提案募集とは別の角度から議論が必要でないかということも考えております。

また、複数の市町村による計画の共同策定を取り上げておられますが、共同策定であっても自治体の負担となる点は変わらないと思いますし、計画の義務付けに代わって努力義務、できる規定が増加したように、共同策定が計画策定の免罪符のように代償として扱われないよう留意する必要があるのではないかと考えておりますので、どうかその点をよろしくお願いいたします。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。勢一議員、何か御発言があれば伺っておきますが。

(勢一議員) 勢一です。ありがとうございます。私からも少しコメントさせていただきたいと思います。

資料を丁寧にまとめてくださいますして、これからの議論に非常に有益だと考えております。特に3つの分野、環境、農業、厚生をお示しいただいたのですけれども、そのときの御説明の際に、農業以外の2つの分野はもともと見直すべきところの見直しが進んでないという御趣旨の解説をいただいたと思います。もしそうだとするならば、これはもちろん提案を出していただくのも歓迎するのですけれども、それ以前に提案を待つまでもなく、大原則に基づいてまずは2つの省のほうに見直しを先にさせていただくという別のルートで議論いただくことも可能なのではないかと感じたところです。詳細の部分について事務局に御検討いただく必要があろうかと思っておりますけれども、その点、御検討をお願いしたいというコメントが1点です。

もう一点ですが、共同作成の件、計画を策定するときに、もちろん必要なものを策定することが原則ですけれども、そのときに内容や状況によって広域で策定した方が効果的な場合は、今後人口も減る中であり得るだろうと思います。この共同で策定できる計

画は既に明示的に可能とされているのが16%あるという御説明も頂戴しました。ただ、一般に共同策定はあまり進んでいない現状があります。なぜ進みがたいのかという要因を可能であれば少し調べて、それを取り除くような形での計画の見直しも考える必要があるのかなと感じました。

せっかく知事会でも調査研究をしていただきましたし、恐らく市長会、町村会も近い問題意識をお持ちだと思います。ぜひ地方団体の方からも積極的にこの問題に来年度アプローチしていただけるとありがたいと思います。

私からは以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

ほかの議員の皆様方から御発言がございましたらお伺いしますが、よろしいですか。

事務局のほうから何か全体的にコメントすべき点があれば伺っておきます。どうぞ。

(宮地室長) 分権室長の宮地でございます。

まず、三木議員から過去の分権委員会勧告の内容が政府内で引き継がれているのかどうかというお話がございました。過去の分権委員会での勧告は、主として義務規定について対象にしております、この策定に関する義務規定も分権勧告の対象とした平成19年の年末以降新たに創設されたものが47条項あったりということで、確かに増えております。基本的には内閣府も含め法令協議などを通じてチェックを行っている、この分権委員会の勧告を踏まえてチェックを行っているところでございます。ただ、中には分権委員会の勧告で示されましたメルクマールに該当しないようなものというのが厳密に言うところのあるのかもしれませんが、ここは今後精査していきたいと考えております。

特に、先ほど来ありましたけれども、努力義務、できる規定につきましては、基本的には分権委員会の勧告では直接の対象にはしてなかったということがありまして増えてきている。こういう点につきましては、今後先生方にまた御議論をいただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、大橋先生から重点募集テーマにするに当たっては整理した内容を地方公共団体にもしっかりとお示すようにというお話がございました。お手元に机上配付資料として公表のイメージというものをお配りしておりますけれども、今後、細部をさらに精査した上で、できる限り早い時期に当方のホームページでもこの一覧を公表させていただきたいと思っておりますし、今後実施します令和3年の提案募集に向けての説明会、今年は動画の配信にかえさせていただきますけれども、この中でもしっかりと地方公共団体の方々に御案内させていただきたいと思っております。

また、勢一先生から個別の提案を待つまでもなく何かしらの別ルートで見直しを検討すべきではないかというお話がありました。この点については分権委員会勧告に照らしてどう理解すべきかという、過去の条項もそうですし、新たに制定された条項についても、その辺をしっかりとまずは議論・分析をした上で考えていきたいと考えております。

私から以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ほかに御発言がなければ、計画策定等を令和3年の提案募集にするという件につきましては、心すべき点等々の御発言ありましたが、ほぼお伺いした御意見が重点募集テーマとして設定して、来年度については今後とも議論を深めていこうという御意見が大勢だったと理解いたしますので、令和3年の提案募集における重点募集テーマとしてこの計画策定等を設定すると、そして、その上で議論を深めていくということについて、この委員会として御了解いただいたということにさせていただきたいと思いますが、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただければと思います。

続きまして、議題の3に入りたいと思います。「令和3年の提案募集方式の実施について」の御審議を頂戴したいと思います。事務局から資料5、資料6について御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

(加藤参事官) 令和3年の提案募集の対応につきまして、資料を説明させていただきます。資料5をお手元にお取り願います。

1番でございますが、重点募集テーマについてでございます。昨年から重点募集テーマを設けて、重点的に提案を地方から出していただくということで進めてまいりました。昨年、それによりまして成果が上がったと認識しております。令和3年の提案募集につきましても同様に重点募集テーマは設けたいということでございます。そして、先ほど来活発に御議論いただきました計画策定等につきまして、この重点募集のテーマにしたいということでございます。

下の枠囲いでございますが、その中で、このような形で提案を上げていただきたいという内容を書いてございます。規定のできる規定化等の見直し、盛り込むべき事項の見直し、また、手続の簡素化等とこういってございまして、外には提案の視点の例ということで幾つか設けさせていただいております。

この計画策定等につきましては、先ほどの議論の中でも御承認いただいたということかと思っておりますが、昨年は2テーマということでございましたが、先ほどの議論でも活発に意見をいただいております。地方公共団体からも、この計画策定につきましても様々な御提案をいただけるものと認識しております。そうしたこともございまして、今回の募集におきましては、重点募集テーマは計画策定の一つに絞った形でやっていくということでいかがかということでございます。

次に2ページを御覧いただきたいと思っております。提案の提出を円滑に行っていただくための取組ということで、これは非常に事務的な部分でございますが、記載させていただいております。

上のほうでございます。複数の団体による共同提案。こちらが非常に効果的であったという認識がございます。昨年は特に早期に事前相談いただいたものにつきましては、他団体にも広く情報を提供して、共同提案の意向、支障事例等を募る取組を行ったとい

うことですが、こちらにつきましては提案のブラッシュアップに大変効果的であったということもございまして、本年も継続したいということでございます。

下の○の2つ目のほうでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえまして、提案、審議、調整の過程におきましては様々な工夫を引き続きこらしたいということでございます。提案の提出を呼びかける全国ブロック説明会、これを例年開催しておりました。今年はコロナの関係もございまして、対面での開催に代えまして、全地方公共団体向けの動画配信を行うということにしたいと思っております。

ただ、このブロック説明会におきましては説明のみならず、それを受けまして様々な地方公共団体からダイレクトに相談が寄せられる。実際の提案に結びつくまでに非常にその機会が貴重だという意見を多々いただいておりますので、単なる動画配信ということで、こちらのほうから一方的に配信するだけではなくて、これを受けて相談といひますか、質問を集中的に受け付ける機会等、これはここには書いてございませんが、そうしたものも設ける方向で現在検討・調整中でございます。

また、この提案を出していただくための研修等につきましては、引き続きウェブのシステム、オンラインの研修等も幅広く実施していきたいということでございますし、提案を受けまして調整段階に移った後も、ヒアリング等につきましてもウェブ会議システムの活用等によりまして、現下の状況に配慮した進め方をしていきたいと思っております。

続きまして資料6でございます。提案募集の実施のスケジュールでございます。基本的に例年ベースでございます。本日の会議がキックオフとなりまして、その後、事前相談、提案の受付開始ということになります。事前相談の受付終了が5月の連休明け、最終的な提案受付の終了が6月初めということで見込んでおります。その後、またこの会議におきまして重点事項の決定等を行っていただきましてヒアリング、そして、関係府省との調整ということに入っております。最終的には昨年同様11月中下旬におきまして対応方針案の了承を見たいというスケジュール感で考えさせていただいております。

なお、参考資料の2でございますが、先ほど申し上げました提案を出していただくための様々な地方支援方策につきまして、より丁寧にこういうことをやっておりますということ、地方公共団体におきましても大いに活用していただきたいという形で、資料として机上に配付させていただいておりますので、御参照いただければと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

令和3年の提案募集方式の実施について御説明を頂戴いたしましたが、これについて御審議をお願いしたいと思いますので、御発言を頂戴したいと思います。

初めに、高橋部会長に御発言をいただければありがたいのですが。

(高橋部会長) 計画を重点事項にするということで、今日の御発言を頂戴して皆様方の問題意識、大きいものがあるということをお承らさせていただきました。地域の現実におい

てこういう問題がすごく深刻化しているのだなということを改めて実感いたしました。非常に幅広い問題でございますので、具体の提案を受けた中で、なるべく改善の視点を共通化して幅広く多くの計画に射程が及ぶような形で様々な角度から問題をすくい上げるような形で作業に取り組んでいきたいと考えています。

それから、先ほどの事務局の御説明で、一方的な動画配信だけではなくて、双方向の機会を工夫いただけるという御発言をいただきました。私も今、大学は全て基本的にオンラインで講義等を実施しております、一方的な授業というか教育だけではなくて、双方向性という視点が極めて重要であるということを感じております。そういう意味では、より豊富な提案をいただく上では、こちらから情報を流すこととともに、双方向的にいろいろとお互いに認識を深め合うという機会をぜひ様々な形で取り組んでいただければありがたいと思っております。

以上でございます。失礼いたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

平井議員、お待たせいたしました。どうぞ。

(平井議員) ありがとうございます。

今おっしゃったとおりのスケジュールでよろしいかと思えますし、ぜひ積み残しの課題につきまして果敢にチャレンジする体制を組んでいただければと思います。

1点だけお願いを申し上げたいと思いますが、詳細な日付も含めた今後の提案募集の進め方など、ペーパーでも示されているところがございますけれども、今、新型コロナの対応が現場のほうは最優先課題でございます。したがって、その状況、感染状況の拡大だとか、今後また第4波ということがあるかもしれません。それに応じては柔軟に対応していただきたいということ。

それから、新型コロナの対応の中で、先ほど感謝を申し上げましたけれども、看護職員の労働者派遣につきましての今回の緩和を実現してくださったことが、中山間・へき地でのワクチン接種に役立つこととなります。こういうようなことがまた予測されると思うのです。何が起こるか分かりませんので、柔軟にこうした分権の課題、特に新型コロナ関係など緊急を要するものにつきましては、また別トラックと申しますか、特別のトラックを用意して迅速に対応するというのも一つ念頭に置いて書き添えていただきながら、スケジュールを設定していただけるとありがたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(神野座長) ありがとうございます。

小早川議員、御発言をいただけるということですので、お願いできますか。

(小早川座長代理) ありがとうございます。小早川です。

令和3年の対応についての資料5のペーパーを拝見していて、せっかくならということで1つ注文なのですが、1ページ目の枠の中で、こういうことについて特に提案を重点募集するということが書かれています。矢印が3つあって、下の2つは極めて具体的

な現場の支障事例がどんどん出てくるといいなということなのですが、3つのうちの最初のは、計画等の策定に係る規定の見直し（「できる」規定化等）とあります。

ここは、先ほどもちょっと申しましたようにいろいろな問題が絡まっていて、どうなるか分からないなとは思っているのですが、ここで、できる規定化等と例示をされますと、先ほど来、私もそうですけれども、皆様から、できる規定であるけれども実態はどうなのだという、そういう問題意識がたくさん出されており、そこに本題の本質的な部分があるわけだと思います。ですので、単に努力義務規定をできる規定化するというだけのことでは、きつく言えば問題が矮小化されてしまうのではないかという気もいたします。

このペーパーで、あまりそこを小ぢんまりとまとめてしまうよりは、何でも言ってみてくれというスタンスのほうがいいのではないかと、乱暴かもしれませんが、例示の中に廃止という言葉も掲げたほうがいいのではないかと、そのほうが各自治体も幅広くいろいろなことを考えて提案ができるようになるのではないかと思います。実際問題としてそこはいろいろあるとは思いますが、このペーパーとしてはそのぐらい書いてもいいのではないかなと思った次第です。

以上です。

（神野座長） どうもありがとうございました。貴重な御意見を頂戴いたしました。

三木議員、どうぞ。

（三木議員） 須坂市長の三木ですけれども、こういう形で重点テーマにさせていただきましてやっていただくということで、大変ありがとうございます。

一つ私なりに、長野県の場合、非常に提案率が低いというのがありますので、またいろいろな形で県内の市町村のほうへもお願いしていきたいと思っています。そして、この地方分権を考えること自体が地方自治の進展につながりますので、そういう気持ちで取り組んでいくことが大事かなと思いますので、そういうので取り組んでまいりたいと思います。

そして今、コロナ禍にあるわけでありましてけれども、実はコロナ禍のために様々な市町村長の横の連携が全国的にできてきているわけでありまして。また、そういうところへも情報を提供していきたいと思っています。

もう一つ、様々な研修制度があるわけですが、これはやはりコロナの横のオンラインの研修等で感じたわけでありまして、こういう地方分権の一つのきっかけとして、全国の市町村の職員が連携して対応するというのがオンラインで可能ですので、またそういうことも提案していきたいと思っています。その際にはまた研修の関係で御相談するかもしれませんが、よろしく願います。

以上です。

（神野座長） ありがとうございます。

坂口議員。御発言あれば賜りたいと思いますので、よろしく願います。

(坂口議員) 重点募集テーマの計画策定等については先ほど申し上げましたとおりですが、自治体側からは意見が言いにくいという側面もあると思っております。そのため、町村での支障事例が最終的に提案につながるよう、先ほど対応についての御説明がありましたとおり、適切な情報提供や事前相談段階での対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、よろしくお願ひいたします。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。事務局のほうからコメントが何かあれば承っております。どうぞ。

(宮地室長) 分権室長でございます。貴重な御意見をありがとうございました。

まず、平井知事からお話がありましたコロナなどの課題に柔軟に対応ということでございます。昨年も私どもは締め切りなどはできる範囲で柔軟な対応を採らせていただいたところでありますけれども、我々もマンパワーに限りがありますので、なかなか完全に別トラックというわけにはいかないと思ひますけれども、できる範囲で柔軟な対応を昨年同様採らせていただければと考えております。

それから、小早川先生から資料5の例示のところの記述について御意見をいただきました。これについてはちょっと検討させていただければと思ひます。

それから、三木市長からのオンラインでの研修などについて、これは我々としても積極的に分権に関するオンラインでの研修というのは昨年来進めさせていただいておりますので、御相談を幅広くいただければと思ひしております。

私からは以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

御意見を頂戴いたしまして、お伺ひした範囲内で申し上げれば、日程等々のスケジュール問題につきましては、予測困難な異常事態とか、いろいろ生じかねないわけですが、これについては私のほうで事務局とも、それから、場合によっては委員の皆様方の御意見を頂戴しながら、スケジュールについては様々な状況に応じて緩急自在に対応していくという必要があれば、そのようにさせていただければと思ひしております。

それから、小早川先生等々からいただいております修文等々につきましては、事務局と私のほうで相談して、私に一任させていただいて、もちろんこれについては必要があれば結果等々につきましては、委員の皆様にもまた投げ返すということを含めて一任させていただければと思ひますので、この点を御了解いただいた上で、御意見はほぼ事務局のほうから提案いただいている令和3年の提案募集方式の実施については、大卒でお認めいただいていると了解いたしておりますが、そのようにまとめさせていただいてよろしいでしょうか。特に御異論がなければ、そのようにさせていただければと思ひます。どうもありがとうございました。

特に御発言はございますでしょうか。よろしいですかね。

大変公務でお忙しい中、坂本大臣に御臨席をいただいておりますので、最後に坂本大臣からお言葉を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

(坂本内閣府特命担当大臣) 坂本でございます。今日はお疲れさまでございました。

皆様におかれましては、日頃より地方分権改革の推進に御尽力賜りまして、また本日も活発な議論をいただき感謝申し上げます。

本日いただきました御意見等を踏まえ、令和3年の提案募集を進めてまいります。昨年に引き続き、例年どおりの提案を受け付けることに加え、設定された重点募集テーマに基づき集中的に検討することで、より効果的に地方の支障が解決されることを期待いたします。内閣府としてもオンラインでの説明会や研修会の充実等によりまして、地方からの提案を一層強力に支援してまいります。地方においてはこれらを積極的に活用するとともに、気軽に内閣府に相談していただきたいと思っております。

引き続き、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、皆様の御意見を踏まえながら、地方分権改革を力強く推進してまいります。今後とも皆様の御理解・御協力を賜りますようお願いを申し上げます。本日はありがとうございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、これにて第44回「地方分権改革有識者会議」と第119回「提案募集検討専門部会」の合同会議を終了させていただきたいと思っております。最後まで御熱心に、また生産的な御議論を賜ったことに深く感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

(以上)